



鳥取県公報

平成 23 年 3 月 30 日 (水)
号外第 39 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (32) (人事企画課) 3
◇ 人委規則	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 (9) (給与課) 5
	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (10) (〃) . . . 8
	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (11) (〃) 11
	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (12) (〃) 16
	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める 規則の一部を改正する規則 (13) (〃) 19
	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に 関する規則の一部を改正する規則 (14) (〃) 21

==== 公布された規則のあらまし =====

職員の職の設置に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

平成23年4月の組織改正に伴い、職員の職に新たに管理栄養士、管理栄養主任、医療ソーシャルワーカー主任、サブチーム長等の職を加える等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次の職を新設する。

管理栄養士、管理栄養主任、医療ソーシャルワーカー主任、臨床心理士、臨床心理主任、上席研究員、サブチーム長及び主任研究員

(2) 次の職を廃止する。

栄養士、栄養主任、特別研究員、研究主任、機械技手、車庫長及び副車庫長

(3) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

規 則

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第32号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和39年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第2条関係）</p> <p>統轄監、部長、局長、所長、理事監、防災監、医療政策監、行政監察監、会計管理者、次長、参事監、筆頭総室長、総室長、本部長、検査監、室長、副局長、校長、院長、館長、園長、課長、企画調整幹、参事、事務局長、主任教授、副所長、副校長、寮長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、チーム長、副本部長、医療指導監、課長補佐、筆頭主幹、主幹、室長補佐、館長補佐、事務次長、教授、総括主計員、主計員、企画員、広報企画員、船長、主任監察員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、検査主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、副寮長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、機関長、航海士長、漁業取締専門員、監察員、<u>管理栄養主任</u>、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、<u>臨床心理主任</u>、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、<u>医療ソーシャルワーカー主任</u>、主事、学芸員、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、秘書、保健師、社会福祉主</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>統轄監、部長、局長、所長、理事監、防災監、医療政策監、行政監察監、会計管理者、次長、参事監、筆頭総室長、総室長、本部長、検査監、室長、副局長、校長、院長、館長、園長、課長、企画調整幹、参事、事務局長、主任教授、副所長、副校長、寮長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、チーム長、副本部長、医療指導監、課長補佐、筆頭主幹、主幹、室長補佐、館長補佐、事務次長、教授、総括主計員、主計員、企画員、<u>広報企画員</u>、船長、主任監察員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、検査主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、副寮長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、機関長、航海士長、漁業取締専門員、監察員、<u>栄養主任</u>、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、主事、学芸員、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、秘書、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、</p>

事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、機関士、航海士、専門員、総括専門員、専門指導員、文化財主事、場長、上席研究員、分場長、試験地長、サブチーム長、主任研究員、研究員、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、守衛長、副守衛長、現業職長、現業技術員、守衛、検査助手、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、寮母、寮父、介助員、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、機関士、航海士、専門員、総括専門員、専門指導員、文化財主事、場長、分場長、試験地長、特別研究員、研究主任、研究員、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、車庫長、副車庫長、守衛長、副守衛長、現業職長、現業技術員、守衛、機械技手、検査助手、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、寮母、寮父、介助員、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第9号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（教育職給料表）</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>教育総務課の健康管理主事</u>、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育課の指導係長、管理係長、副主幹（<u>高等特別支援学校</u>の設置準備を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹（<u>地域社会教育又は家庭教育</u>を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹（<u>社会教育又は学校教育</u>を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の副主幹（<u>体育・スポーツ又は健康教育</u>を担当する者に限る。）及び指導主事</p> <p>(12)～(17) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>教育総務課の健康管理主事</u>、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の指導係長、管理係</p>	<p>（教育職給料表）</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>教育総務課の指導主事</u>、<u>福利室の健康管理主事</u>、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育課の指導係長、管理係長、副主幹（<u>特別支援学校の高等部</u>の設置準備を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹（<u>地域社会教育又は家庭教育</u>を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹（<u>社会教育又は学校教育</u>を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の副主幹（<u>体育・スポーツ又は健康教育</u>を担当する者に限る。）及び指導主事</p> <p>(12)～(17) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>教育総務課の指導主事</u>、<u>福利室の健康管理主事</u>、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の</p>

長、副主幹（高等特別支援学校の設置準備を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の副主幹（体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。）及び指導主事

(13)～(15) 略

(16) 教育局の係長、副主幹（社会教育を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事

(17)～(19) 略

4 略

（医療職給料表）

第4条 略

2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 総合事務所福祉保健局健康支援課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、医薬・疾病対策室長（人事委員会が定めるものに限る。）、感染症・疾病対策室長（人事委員会が定めるものに限る。）、医薬係長、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、診療放射線主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、薬剤師、診療放射線技師、管理栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(2) 略

(3) 総合事務所生活環境局の局長（人事委員会が定めるものに限る。）、副局長（人事委員会が定めるものに限る。）、参事（人事委員会が定めるものに限る。）、環境・循環推進課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師並びに生活安全課の課長、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、動物・鳥獣係長（人事委員会が定めるものに限る。）、動物・自然公園係長（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師

指導係長、管理係長、副主幹（特別支援学校の高等部の設置準備を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の副主幹（体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。）及び指導主事

(13)～(15) 略

(16) 教育局の係長、指導主事及び管理主事

(17)～(19) 略

4 略

（医療職給料表）

第4条 略

2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 総合事務所福祉保健局健康支援課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、感染症・疾病対策室長（人事委員会が定めるものに限る。）、医薬係長、感染症・疾病対策係長（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、診療放射線主任、栄養主任、歯科衛生主任、薬剤師、診療放射線技師、栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(2) 略

(3) 総合事務所生活環境局の局長（人事委員会が定めるものに限る。）、副局長（人事委員会が定めるものに限る。）、参事（人事委員会が定めるものに限る。）、環境・循環推進課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師並びに生活安全課の課長、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、動物・鳥獣係長、動物・自然公園係長、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師

<p>(4) 総合療育センターの副主幹(人事委員会が定めるものに限る。)、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、<u>管理栄養主任</u>、<u>臨床心理主任</u>、薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、<u>管理栄養士</u>、<u>臨床心理士</u>及び衛生技師</p> <p>(5)~(8) 略</p> <p>3 略</p> <p>(海事職給料表)</p> <p>第5条 海事職給料表は、船舶に乗り組む職員で、次に掲げるものに対して適用する。</p> <p>(1) 船長、機関長、<u>主幹</u>、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士、通信長、航海士長、漁業取締専門員、航海士、機関士及び通信士</p> <p>(2) 略</p>	<p>(4) 総合療育センターの副主幹(人事委員会が定めるものに限る。)、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、<u>栄養主任</u>、<u>薬剤師</u>、<u>診療放射線技師</u>、<u>理学療法士</u>、<u>作業療法士</u>、<u>言語聴覚士</u>、<u>栄養士</u>及び衛生技師</p> <p>(5)~(8) 略</p> <p>3 略</p> <p>(海事職給料表)</p> <p>第5条 海事職給料表は、船舶に乗り組む職員で、次に掲げるものに対して適用する。</p> <p>(1) 船長、機関長、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士、通信長、航海士長、<u>漁業取締専門員</u>、航海士、機関士及び通信士</p> <p>(2) 略</p>
---	--

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第10号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（号給の調整の特例）</u></p> <p><u>第6条の2 第4条及び第5条第1項に規定する者（特定職員を除く。）のうち、その者に係る修学年数調整表の調整年数の期間と第5条第1項第1号及び第2号の規定による経験年数の期間とを合算した期間（公安職給料表の適用を受ける者にあつては、2年）について職員として業務に従事しているものとみなしたならば第12条の2に規定する初任層職員に相当するものと認められるもの（公安職給料表の適用を受ける者のうち、当該合算した期間が2年以下のもので第12条の2第5号に掲げる職員に相当するものと認められる者を含む。）の第4条及び第5条の規定の適用については、これらの規定中「4」とあるのは、「給与条例第4条第6項の規定を適用したならば決定される号給の数」とする。</u></p> <p><u>2 新たに職員となった者のうち特定級号給表（別表第14）の職務の級欄に定める職務の級より上位の職務の級とされたものの前3条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により決定される号給の数が同欄に定める職務の級とされたものとみなしてこれらの規定及び第8条の4の規定を適用したならば決定される号給の数（以下この項において「昇格後号給数」という。）に達しないこ</u></p>	

ととなる場合の当該者の号給の数は、昇格後号給数とする。

第6条の3 第4条から前条までの規定にかかわらず、任命権者を異にすることなく引き続いて異動した職員のうち、その異動に伴い新たに採用されることとなる者については、第9条又は第9条の2の規定を適用するものとする。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第7条 新たに職員となった者のうち、人事交流等により次に掲げる者から引き続いて職員(第2号に掲げる者にあつては、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。)となった者の第3条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。

(1)~(4) 略

(特殊の職に採用する場合等の号給)

第7条の2 次の各号に掲げる場合において、第5条から第6条の3までの規定によるときにはその採用が著しく困難になると認められるとき又は部局内の他の職員と著しい不均衡が生ずると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部局内の他の職員との均衡を考慮し、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。

(1)及び(2) 略

(初任層職員)

第12条の2 給与条例第4条第6項の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもののうち人事委員会規則で定める職員及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員は、給与条例第4条第5項本文に規定する日(以下「昇給日」という。)の前日に属する職務の級がこれらの者に適用される給料表の区分に応じ、それぞれ特定級号給表の職務の級欄に定める職務の級である職員であつて、次に掲げる職員以外のもの(部局内の他の職員との均衡上特に必要があるとしてあらかじめ人事委員会の承認を得た職員を含む。昇給号給数表(別表第15)において「初任層職員」

第6条の2 前3条の規定にかかわらず、任命権者を異にすることなく引き続いて異動した職員のうち、その異動に伴い新たに採用されることとなる者については、第9条又は第9条の2の規定を適用するものとする。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第7条 新たに職員となった者のうち、人事交流等により次に掲げる者から引き続いて職員(第3号に掲げる者にあつては、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。)となった者の第3条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。

(1)~(4) 略

(特殊の職に採用する場合等の号給)

第7条の2 次の各号に掲げる場合において、第5条から第6条の2までの規定によるときにはその採用が著しく困難になると認められるとき又は部局内の他の職員と著しい不均衡が生ずると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部局内の他の職員との均衡を考慮し、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。

(1)及び(2) 略

(初任層職員)

第12条の2 給与条例第4条第6項の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもののうち人事委員会規則で定める職員及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員は、給与条例第4条第5項本文に規定する日(以下「昇給日」という。)の前日に属する職務の級がその者に適用される給料表の区分に応じ、特定級号給表(別表第14)の職務の級欄に定める職務の級である職員であつて、次に掲げる職員以外のもの(部局内の他の職員との均衡上特に必要があるとしてあらかじめ人事委員会の承認を得た職員を含む。昇給号給数表(別表第15)において「初任層職員」

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第11号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	略	2種	知事の 事務部 局	本庁	略	2種
		防災監 次長（ <u>衛生環境 研究所、消費生 活センター、農 業大学校及び農 林総合研究所園 芸試験場の次長 を除く。</u> ） 局長 筆頭総室長 総室長（子育て 支援総室及び森 林・林業総室の 総室長を除く。） 防災局の副局長 （人事委員会が 承認したものに 限る。） 東京本部の本部 長 関西本部の本部		防災監 次長（ <u>行財政改 革局職員人材開 発センター、衛 生環境研究所、 消費生活センタ ー、農業大学校 及び農林総合研 究所園芸試験場 の次長を除く。</u> ） 局長 筆頭総室長 総室長（子育て 支援総室及び森 林・林業総室の 総室長を除く。） 防災局の副局長 （人事委員会が 承認したものに 限る。） 東京本部の本部 長 関西本部の本部			

	<p>長 名古屋本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。） 行財政改革局職員人材開発センターの所長（人事委員会が承認したものに限る。） 衛生環境研究所の所長（人事委員会が承認したものに限る。） 農業大学の校長（人事委員会が承認したものに限る。） 農林総合研究所の所長 農林総合研究所農業試験場の場長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>行政監察監 会計管理者 参事監 医療政策監</p> <p>課長（衛生環境研究所及び農業大学の課長を除く。） 防災局の副局長</p>	<p>3種</p>			<p>長 名古屋本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。） 行財政改革局職員人材開発センターの所長（人事委員会が承認したものに限る。） 衛生環境研究所の所長（人事委員会が承認したものに限る。） 農業大学の校長（人事委員会が承認したものに限る。） 農林総合研究所の所長 農林総合研究所農業試験場の場長（人事委員会が承認したものに限る。） <u>農林総合研究所園芸試験場の場長（人事委員会が承認したものに限る。）</u> <u>農林総合研究所畜産試験場の場長（人事委員会が承認したものに限る。）</u> 行政監察監 会計管理者 参事監 医療政策監</p> <p>課長（衛生環境研究所及び農業大学の課長を除く。） 防災局の副局長</p>	<p>3種</p>
--	---	-----------	--	--	--	-----------

		<p>副本部長 名古屋本部の本部長 行財政改革局職員人材開発センターの所長 新生公立大学設立準備室の室長 文化観光局の副局長 子育て支援総室の総室長 衛生環境研究所の所長及び次長 砂丘事務所の所長 くらしの安心局消費生活センターの所長 商工政策室の室長 農業大学校の校長、次長及び部長 森林・林業総室の総室長 農林総合研究所企画総務部の部長 農林総合研究所企画総務部技術普及室の室長 農林総合研究所農業試験場の場長 農林総合研究所園芸試験場の場</p>			<p><u>防災局防災チームのチーム長</u> <u>防災局危機管理チームのチーム長</u> <u>防災局消防チームのチーム長</u> 副本部長 名古屋本部の本部長 行財政改革局職員人材開発センターの所長及び次長 新生公立大学設立準備室の室長 文化観光局の副局長 子育て支援総室の総室長 衛生環境研究所の所長及び次長 砂丘事務所の所長 くらしの安心局消費生活センターの所長 商工政策室の室長 農業大学校の校長、次長及び部長 森林・林業総室の総室長 農林総合研究所企画総務部の部長 農林総合研究所企画総務部技術普及室の室長 農林総合研究所農業試験場の場長 農林総合研究所園芸試験場の場</p>	
--	--	---	--	--	---	--

		長及び次長 農林総合研究所 畜産試験場の場 長 農林総合研究所 中小家畜試験場 の場長 農林総合研究所 林業試験場の場 長 総括検査専門員 企画調整幹（人 事委員会が承認 したものに限 る。）				長及び次長 農林総合研究所 畜産試験場の場 長 農林総合研究所 中小家畜試験場 の場長 農林総合研究所 林業試験場の場 長 総括検査専門員 企画調整幹（人 事委員会が承認 したものに限 る。）		
		室長（管理職手 当に係る区分が 3種の職を占め る職員並びに衛 生環境研究所及 び農林総合研究 所の室長を除 き、子育て支援 総室家庭福祉室 の室長にあって は、人事委員会 が承認したもの に限る。） チーム長（ <u>関西 本部企業立地・ 産業チームのチ ーム長に限 る。</u> ）	4種			室長（管理職手 当に係る区分が 3種の職を占め る職員並びに衛 生環境研究所及 び農林総合研究 所の室長を除 き、子育て支援 総室家庭福祉室 の室長にあって は、人事委員会 が承認したもの に限る。） チーム長（ <u>管理 職手当に係る区 分が3種の職を 占める職員、関 西本部観光・情 報発信チームの チーム長及び関 西本部販路開拓 チームのチーム 長を除く。</u> ） 企画調整幹 民工芸振興官	4種	
		企画調整幹 民工芸振興官 税務専門員 主任教授 検査専門員	5種			主任教授 検査専門員	5種	
地方	略			地方	略			
機関	水産試験場	略		機関	水産試験場	略		

			場長	3種
			栽培漁業センター	3種
			略	
略				
教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局	本庁	略	
			課長	3種
			室長（育英奨学室の室長を除き、歴史遺産室の室長にあつては、人事委員会が承認したものに限る。）	4種
			略	
		略		
略				

			場長 次長	3種
			略	
略				
教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局	本庁	略	
			課長	3種
			室長（福利室及び育英奨学室の室長を除き、歴史遺産室の室長にあつては、人事委員会が承認したものに限る。）	4種
			略	
		略		
略				

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第12号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職員	機関	職員
略		略	
知事事務部局	本庁 統轄監 部長（農業大学の部長を除く。） 理事監 防災監 本部長 次長 参事監 医療政策監 局長 筆頭総室長 総室長 場長 所長（農林総合研究所園芸試験場の所長を除く。） 行政監察監 課長（農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所の室長及び農林総合研究所の室長（技術普及室の室長を除く。）を除く。） 副局長 副本部長 校長 企画調整幹 民工芸振興官 チーム長（ <u>関西本部企業立地・産業チームのチーム長に限る。</u> ） 参事 <u>税務専門員</u> 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 筆頭主幹 主幹（庶務に関する事務を行う主幹並びに人事企画課及び業務効率推進課改革推進担当の主幹に限る。） 総括主計員 主計員 企画員 主任監察員 副主幹（総務課庁舎管理担当、人事企画課、福利厚生課及び業務効率推進課改革推進	知事事務部局	本庁 統轄監 部長（農業大学の部長を除く。） 理事監 防災監 本部長 次長 参事監 医療政策監 局長 筆頭総室長 総室長 場長 所長（農林総合研究所園芸試験場の所長を除く。） 行政監察監 課長（農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所の室長及び農林総合研究所の室長（技術普及室の室長を除く。）を除く。） 副局長 副本部長 校長 企画調整幹 民工芸振興官 チーム長（ <u>関西本部観光・情報発信チーム及び販路開拓チーム並びに衛生環境研究所のチーム長を除く。</u> ） 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 筆頭主幹 主幹（庶務に関する事務を行う主幹並びに人事企画課及び業務効率推進課改革推進担当の主幹に限る。） 総括主計員 主計員 企画員 主任監察員 副主幹（総務課庁舎管理担当、人事企画課、福利厚生課及

		担当の副主幹に限る。) 監察員 主事(人事企画課の主事で、企画に関する事務を行うものに限る。)
総合事務所	所長 局長 副局長 課長 室長(心と女性の相談室、 <u>医薬・疾病対策室及び感染症・疾病対策室の室長を除く。</u>) チーム長 <u>参事</u> 医療指導監 館長 課長補佐 主幹(庶務に関する事務を行う主幹に限る。)	
略		
公文書館	館長	<u>参事</u>
略		
高等技術専門学校	校長 <u>副校長</u> 主幹(庶務に関する事務を行う主幹に限る。)	
略		
水産試験場	場長 <u>主幹(庶務に関する事務を行う主幹に限る。)</u> 船長	
栽培漁業センター	所長 主幹(庶務に関する事務を行う主幹に限る。)	
略		
略		
教育委員会事務局等	本庁	教育長 理事監 教育次長 次長 参事監 課長 室長 参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 主幹(教育総務課 <u>総務担当、給与担当及び企画調整担当</u> の主幹に限る。) 係長(<u>小中学校課管理係、特別支援教育課管理係及び高等学校課管理係の係長に限る。</u>) 副主幹(教育総務課 <u>給与担当、人事担当及び企画調整担当、小中学校課就学助成担当及び管理係、特別支援教育課総務担当並びに高等学校課管理係の副主幹に限る。</u>) 管理主事(小中学校課、特別支援教育課及び高等学校課の管理主事で人事関係の企画に関する事務を行うものに限る。) 主事(教育総務課 <u>給与担当、人事担当及び</u>

		び業務効率推進課改革推進担当の副主幹に限る。) 監察員 主事(人事企画課の主事で、企画に関する事務を行うものに限る。)
総合事務所	所長 局長 副局長 課長 室長(心と女性の相談室及び感染症・疾病対策室の室長を除く。) チーム長 医療指導監 館長 課長補佐 主幹(庶務に関する事務を行う主幹に限る。)	
略		
公文書館	館長	
略		
高等技術専門学校	校長 主幹(庶務に関する事務を行う主幹に限る。)	
略		
水産試験場	場長 次長 部長 <u>総務課長</u> 船長(<u>試験船おしどりの船長を除く。</u>)	
略		
略		
教育委員会事務局等	本庁	教育長 理事監 教育次長 次長 参事監 課長 室長 参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 主幹(教育総務課 <u>給与担当の主幹に限る。</u>) 係長(<u>教育総務課総務係、小中学校課管理係、特別支援教育課管理係及び高等学校課管理係の係長に限る。</u>) 副主幹(教育総務課 <u>給与担当、人事担当及び教育企画室、小中学校課</u>

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 80%;"> <p>企画調整担当、小中学校課就学 助成担当並びに高等学校課管理 係の主事で人事関係の企画に 関する事務を行うものに限る。)</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 この表中「課長補佐」とは、課長補佐のうち 庶務又は<u>庁舎管理</u>に関する事務を行う課長補佐 をいう。 3～5 略 			<p>企画調整担当、小中学校課就学 助成担当並びに高等学校課管理 係の主事で人事関係の企画に 関する事務を行うものに限る。)</p>		略			略			略		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 80%;"> <p>就学助成担当並びに高等学校課 管理係の主事で人事関係の企画 に関する事務を行うものに限 る。)</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 この表中「課長補佐」とは、課長補佐のうち 庶務又は<u>庁舎取締り</u>に関する事務を行う課長補 佐をいう。 3～5 略 			<p>就学助成担当並びに高等学校課 管理係の主事で人事関係の企画 に関する事務を行うものに限 る。)</p>		略			略			略	
		<p>企画調整担当、小中学校課就学 助成担当並びに高等学校課管理 係の主事で人事関係の企画に 関する事務を行うものに限る。)</p>																							
	略																								
	略																								
	略																								
		<p>就学助成担当並びに高等学校課 管理係の主事で人事関係の企画 に関する事務を行うものに限 る。)</p>																							
	略																								
	略																								
	略																								

附 則

この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第13号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1～3 略		1～3 略	
4 八頭町		4 八頭町	
機 関	職	機 関	職
略		略	
町長部局	課長 会計管理者 出納室長 <u>参事</u> 所長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）	町長部局	課長 会計管理者 出納室長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）
支所	支所長 課長 <u>参事</u>	支所	支所長 課長
保育所	所長	保育所	所長
男女共同参画センタ ー	所長		
保健センター	所長 <u>参事</u>	保健センター	所長
地域包括支援センタ ー	所長		
略		略	
学校給食共同調理場	所長 <u>参事</u>	学校給食共同調理場	所長
公民館	館長 <u>参事</u>	公民館	館長
略		略	
5 略		5 略	
6 湯梨浜町		6 湯梨浜町	
機 関	職	機 関	職
略		略	
町長部局	課長 出納室長 所長 <u>参事</u> 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）	町長部局	課長 出納室長 所長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）

略		略	
教育委員会事務局	教育長 課長 参事	教育委員会事務局	教育長 課長
略		略	
7 琴浦町		7 琴浦町	
機 関	職	機 関	職
略		略	
町長部局	課長 出納室長 参事 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）	町長部局	課長 出納室長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）
保育園	園長		
略		略	
8～23 略		8～23 略	
24 鳥取中部ふるさと広域連合		24 鳥取中部ふるさと広域連合	
機 関	職	機 関	職
事務局	局長 次長 課長 主査	事務局	局長 次長 課長 主査
会計管理者	会計管理者		
25～28 略		25～28 略	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第14号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下この条において「追加号細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号細目を除く。)に改める。

改 正 後		改 正 前	
(特別休暇)		(特別休暇)	
第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。		第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。	
略		略	
(17) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	(17) 地震、水害、火災その他の災害により職員 <small>の現住居が滅失し、又は損壊した場合</small>	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
略		略	
(19) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が通勤途上における身体	その都度必要と認める期間	(19) 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため	その都度必要と認める期間

の危険を回避するため勤務しない ことがやむを得ないと認められる 場合	勤務しないことがやむを得ないと 認められる場合
--	----------------------------

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下この条において「追加号細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号細目を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前								
(特別休暇) 第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。	(特別休暇) 第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> (17) 地震、水害、火災その他の災害により<u>次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合</u>で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。 </td> <td style="width: 50%; padding: 5px; vertical-align: top;"> 1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間 </td> </tr> </table>	略		(17) 地震、水害、火災その他の災害により <u>次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合</u> で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> (17) 地震、水害、火災その他の災害により<u>職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合</u> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px; vertical-align: top;"> 1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間 </td> </tr> </table>	略		(17) 地震、水害、火災その他の災害により <u>職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合</u>	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
略									
(17) 地震、水害、火災その他の災害により <u>次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合</u> で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間								
略									
(17) 地震、水害、火災その他の災害により <u>職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合</u>	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> (19) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 </td> <td style="width: 50%; padding: 5px; vertical-align: top;"> その都度必要と認める期間 </td> </tr> </table>	略		(19) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> (19) 地震、水害、火災その他の災害時に<u>おいて、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</u> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px; vertical-align: top;"> その都度必要と認める期間 </td> </tr> </table>	略		(19) 地震、水害、火災その他の災害時に <u>おいて、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</u>	その都度必要と認める期間
略									
(19) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間								
略									
(19) 地震、水害、火災その他の災害時に <u>おいて、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</u>	その都度必要と認める期間								

附 則

この規則は、公布の日から施行する。